

## 函館市ワイン用ぶどう栽培支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市管内でワイン用ぶどうを栽培し、当該ぶどうを原料として85%以上使用したワインを本市管内で醸造しようとする者などの初期投資の負担を軽減することで誘致または起業を促進し、もって農地利用の最適化、本市の食の魅力度の向上による観光振興および雇用の創出などにつなげるため、ワイン用ぶどうの栽培を支援する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市管内でワイン用ぶどうを栽培し、当該ぶどうを原料として85%以上使用したワインを本市管内で醸造しようとする者（ワイン用ぶどうの栽培またはワインの醸造を開始した後にワインを増産するためにワイン用ぶどうの栽培面積を拡大しようとする者を含む。）
- (2) 本市管内で栽培されたワイン用ぶどうを原料として85%以上使用したワインを本市管内で醸造しようとする者との契約でワイン用ぶどうを本市管内で栽培しようとする者（当該ワインを醸造しようとする者がワインの醸造を開始した後にワインを増産しようとする場合であって、当該ワインを増産しようとする者との契約でワイン用ぶどうを本市管内で増産するために栽培面積を拡大しようとする者を含む。）

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有害鳥獣による食害等を防止するための施設等の整備事業
- (2) その他市長が特に必要と認める事業

2 前項各号に掲げる事業は、ワイン用ぶどうを栽培する農地につき1回を限度に補助の対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金等交付申請書には、規則第7条第2項第1号から第3号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる者 ワイン醸造計画書(別記第1号様式)

(2) 第2条第2号に掲げる者 本市管内で栽培されたワイン用ぶどうを原料として85%以上使用したワインを本市管内で醸造しようとする者と締結したワイン用ぶどうの栽培に係る契約書の写しおよび当該ワインを醸造しようとする者のワイン醸造計画書(別記第1号様式)

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

ワイン醸造計画書

函館市長

様

（住所）  
ワイン醸造者  
（氏名）

このことについて、私（当社）のワイン醸造計画は次のとおりです。  
記

1	ワイン醸造所の住所等	
2	ワイン醸造開始予定時期	
3	ワイン予定醸造量	
4	ワイン醸造に使用する予定のワイン用ぶどうの種類および予定使用量	
5	4のうち本市管内で自ら栽培するワイン用ぶどうの種類および予定使用量	
6	4のうち本市管内で契約栽培により確保するワイン用ぶどうの栽培者ならびに種類および予定使用量	

注 ワインを増産する場合にあっては、増産後の内容を記入してください。

【 参 考 】

本市管内で栽培した（された）ワイン用ぶどうを85%以上使用したワインを醸造する者が自らワイン用ぶどうを栽培する本市管内の農地または当該ワインを醸造する者と契約した者がワイン用ぶどうを栽培する本市管内の農地は全て補助の対象になる。

① Aが本市管内で85%以上のワイン用ぶどうを栽培する場合	A = 補助対象
② Aが本市管内で85%以上のワイン用ぶどうを栽培し、Bが100%とAの栽培量の差の量のワイン用ぶどうを栽培する場合	A = 補助対象 B = 補助対象
③ Aが本市管内で85%未満のワイン用ぶどうを栽培し、Bが85%とAの栽培量の差の量以上のワイン用ぶどうを栽培する場合	A = 補助対象 B = 補助対象
④ Bが本市管内で85%以上のワイン用ぶどうを栽培する場合	B = 補助対象

(凡例) A : ワイン醸造者 B : Aとの契約でワイン用ぶどうを栽培する者